

愛知淑徳大学大学院学資援助に係る特別給付奨学金 2（緊急支援・災害支援） 施行細則

目 次

（趣旨）

第 1 条 この細則は、愛知淑徳大学大学院学資援助規程（以下、「規程」という。）第 9 条の規定に基づき、規程第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる奨学金（以下、「奨学金 2」という。）の施行について必要な事項を定める。

（給付対象）

第 2 条 愛知淑徳大学大学院の標準修業年限（長期履修学生は許可された長期履修期間。いずれも休学期間は除く）を越えて在学する者及び留学生を除く正規の課程に在籍する大学院学生とし、対象は以下のとおりとする。

（緊急支援）

- 2 主たる家計支持者（父母・父母がいない場合は代わって家計を支えている者）の死亡、疾病、失業、破産（入学後に発生した事由を対象とし、申請時 1 年以内の事情に限る）により学費の支弁に支障が生じた者
- （1）経済的理由により著しく就学が困難と認められる者（採択時に家計状況を加味して判断する）
 - （2）就学継続の意思が強固と認められる者
 - （3）単位上の基準を設けないが、標準修業年限（長期履修学生は許可された長期履修期間）を超えることなく、修了する見込みがある者

（災害支援）

- 3 主たる家計支持者（父母・父母がいない場合は代わって家計を支えている者）の災害（激甚災害以外）による被害等特別な事情（入学後に発生した事由を対象とし、申請時 1 年以内の事情に限る）により学費の支弁に支障が生じた者
- （1）経済的理由により著しく就学が困難と認められる者（採択時に家計状況を加味して判断する）
 - （2）就学継続の意思が強固と認められる者
 - （3）単位上の基準を設けないが、標準修業年限（長期履修学生は許可された長期履修期間）を超えることなく、修了する見込みがある者

（給付額・給付回数）

第 3 条 給付額は、前条第 2 項に該当する学生一人あたり年額 5 0 万円、前条第 3 項に該当する学生一人あたり 2 0 万円とし、給付を受けることができるのは在学中同事由に対し 1 回とする。

（採用人数）

第 4 条 若干名

（申請）

第 5 条 奨学金 2 の給付を希望する学生は、指定する期日までに次の各号に定める書類を学長に提出しなければならない。

- （1）奨学金申請書（別記様式 1）
- （2）特別の事情を証明する書類
- （3）成績証明書
- （4）家庭の経済事情を証明する書類

（審査・決定）

第 6 条 給付学生の選考は、学資援助委員会（以下、「委員会」という。）において行い、選考結果を学長に報告しなければならない。学長は選考結果により奨学金給付の採否の決定を行う。

(通知)

第7条 学長は、奨学金2希望者に対し、奨学生決定通知書（別記様式2）又は奨学生選考結果通知書（別記様式3）により、その採否を通知するものとする。

(奨学金の交付手続き)

第8条 前条の奨学生決定通知を受けた者（以下、「奨学生」という。）は、指定された期日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 誓約書（別記様式4）

(2) 奨学金振込口座届（別記様式5）

2 誓約書にて届け出た連帯保証人を変更する場合は、連帯保証人変更届（別記様式4-2）、氏名及び住所を変更する場合は、氏名・住所変更届（別記様式4-3）を速やかに提出しなければならない。

(奨学金の交付方法)

第9条 奨学金2は、届出のあった奨学生の預金口座への振込みによって交付するものとする。ただし、学納金の一部又は全額が未納の場合は、学納金と相殺するものとする。

(奨学金の取消し)

第10条 奨学生が次の各号のいずれかに該当すると委員会が認めたときは、奨学金2の給付を取消すものとする。

(1) 学籍を失ったとき

(2) 学則による懲戒処分を受けたとき

(3) 提出書類への虚偽記載など、不正が判明したとき

(4) その他、奨学生として適当でないと認めたとき

(奨学金の返還)

第11条 奨学生は、前条の規定により奨学金2の給付が取消されたときは、奨学金借用証書（別記様式6）及び奨学金返還計画書（別記様式7）を、連帯保証人と連署のうえ学長に提出し、速やかに奨学金2を返還しなければならない。

2 前項による奨学金2の返還期限は、原則として取消しのあった月の翌月1日から起算して1ヶ月以内とする。

3 奨学金2を返還すべき者が、支払能力があるにもかかわらず返還を著しく怠ったときは、返還未済額の全部又は一部について、期日を指定して返還させることができる。

(雑則)

第12条 この細則に定めるもののほか、奨学金2の給付に関して必要な事項は、委員会で審議し、学生部長が上申のうえ、学長が定める。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。